

特記仕様書

工 事 名：川内港改修工事（R7-1 工区）

港 湾 名：川内港

工事場所：薩摩川内市港町唐浜地内地内

工 期：令和 8 年 3 月 2 4 日限り

第 1 条 準拠図書

本工事は本特記仕様書，契約書，設計図書によることとし，特に定めのない事項については，下記のとおりによるものである。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| （１）土木工事共通仕様書 | （鹿児島県土木部・令和 7 年 4 月） |
| （２）土木工事施工管理基準 | （鹿児島県土木部・令和 4 年 1 月） |
| （３）土木請負工事必携 | （鹿児島県土木部・平成 28 年 4 月） |
| （４）工事関係書類の様式の統一化 | （鹿児島県土木部長通知） |

なお，これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は，監督職員と協議し，かつその指示に従うこと。

第 2 条 施工条件明示

次の施工条件明示による。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	・ 契約工期は、令和8年3月24日限り	共通仕様書	11-74	○
		・ R7.12月議会議決後、翌年度への繰越予定（予定工期220日間）	11-7-1-17		○
	余裕期間	・ 余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書	11-77	—
		○○日、○月○日まで	11-7-1-26		
	週休2日（試行）	・ 「週休2日」試行工事	共通仕様書	11-81	○
		・ 当工事においては、『週休2日』試行工事実施要領（港湾・漁港事業編）』を適用している。	11-7-2-8		
	概算数量発注	・ 概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書	11-73	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与	11-7-1-14		—
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書第4条	—	○
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書第35条	—	○
		・ 中間前払金を請求することができる。			
	部分払い	・ 部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書第38条	—	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・ 予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・ 請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	・ 請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		—
					—
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	土木請負工事必携		○
	現場代理人兼任（試行）	・ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		—
	法定外の労災保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書1-1-1-42	1-31	○
	中間検査	・ 本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上）	共通仕様書3-1-1-8	3-5	○
		・ 本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など）（令和6年7月24日通知 参照）	11-7-1-15	11-72	—
	施工体制台帳	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書1-1-1-10	1-8	○
	施工体系図		11-7-1-7,8	11-70	
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書11-7-1-11	11-71	—
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書11-7-1-13	11-72	
		①工事全体で制約			
		②現道上の工種で制約			
		③積算しない			○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	施工箇所所在	・施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
		「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」			
		一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定			
	現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	○
	CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	—
	地域外労働者確保 (地域外経費)	・労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	—
		・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域），十島村（全域），獅子島，口永良部島， 加計呂麻島，与路島，請島の工事	特記事項	—	—
		・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事	特記事項	—	—
	国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
	電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	—
	快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	—
	三者技術調整会	・本工事は，三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	—
		・本工事は，三者技術調整会を開催を予定していない工事			—
工 程 関 係	危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 北薩地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先： 0996-25-5652	特記事項	—	○
	不当介入	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
	環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領（工事編）」により，工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
	河川区域制約	・令和〇年〇月〇日までは，出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—
	占用物件など	・令和〇年〇月〇日までに，N T T 電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	—
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—	—
	作業不能日数	・本工事の工期は，波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	—	—
	他工区との調整	川内港整備（起債）工事（ふ頭R7-3工区）・（ふ頭R7-4工区）・（ふ頭R7-9工区）において近接して工事を行う可能性あり。その他に川内港唐浜地内において工事が輻輳して行われていることから，調整を行うこと。	特記事項	—	○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。				特記事項	－	－
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。				特記事項	－	－
	仮設ヤード	・本工事における〇〇に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難しい場合は、別途協議する。 (１)場 所： (２)期 間： (３)復旧条件				特記事項	－	－
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイプロハンマによる打込み、電動式バイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	－	－
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。				特記事項	－	－
工事関係	I C T活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上				試行要領	－	
		・受注者希望型（土工）						
		・受注者希望型（作業土工（床掘））						
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））						
		・受注者希望型（小規模土工）						
		・受注者希望型（法面工）						
		・受注者希望型（舗装工）						
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））						
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）						
		・受注者希望型（地盤改良工）						
		・受注者希望型（河川浚渫工）						
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））						
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））						
		・受注者希望型（基礎工）						
		・受注者希望型（擁壁工）						
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）						
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	－	－
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径			
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他			
	スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について				共通仕様書 11-7-2-9	11-81	－
	シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				共通仕様書 11-7-2-6	11-80	－

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道　〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇 t 以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	—	—
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W＝　　m、延長L＝　　mで計画している。これにより難しい場合は、別途協議するものとする。	特記事項	—	—
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	—	—
		・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板			—
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	—
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			—
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	—
過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○	
クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9 t 吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	—	—	
遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○	
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	—	
建設副産物	建設発生土の処理 受 入 れ 場 所：阿久根市鶴川内船ヶ処7898番地 処 分 場 名：株式会社　ヒラヤマ 運 搬 距 離：　　　　　8.7 k m そ の 他：	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
建設リサイクル法		工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－	
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 （土木） の運用	－		
		②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 （使用箇所）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－
		再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲%密粒再生				
		再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)				
	建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	－
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－	
	①指定副産物	コンクリート						
		アスファルト						
		木くず						
	②一般廃棄物	刈草・選定枝葉						
建設汚泥の再生利用	①処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－
	②「建設汚泥処理土の品質区分基準」							
		品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
		品質基準	コーン指数					
		生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）					
	特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）							

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
	建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—
	②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						
	③その他 仮置き等必要条件					共通仕様書 11-7-1-24	11-77	—
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について						
根株、伐採木等の利用 発生工事 利用工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—	
	・ 〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—	
その他	関係機関との協議					共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	—
	施工体制点業務への協力	・ 本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	—
	路上工事の縮減	・ 路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	
		①お盆						
		②年末年始						
	路上工事の縮減	③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）				特記事項	—	—
		・ 工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。						
		・ 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。						
工事現場発生品	現場発生品名				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—	
	引渡場所							
支給材料及び貸与品	・ 本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—	
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所				
部分使用	・ 本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。				契約書 第34条	—	—	
	(1) 部分使用範囲：別添図のとおり							
	(2) 目的：							
(3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日								

第3条 その他

第1項 図面及び仕様書の扱い

発注者が貸与する図面及び仕様書は、秘匿情報を含むことから、受注者は工事受注後、情報管理体制について発注者の承認を得なければならない。

第2項 情報管理体制について

受注者は『責任者や情報の取扱者』と『情報セキュリティ対策』を示すこと。

【情報の管理体制 例】

	氏名	所属
責任者(※1)	〇〇 〇〇	〇〇支店 〇〇課長
情報取扱者(※2)	〇〇 〇〇	〇〇支店 〇〇課
	〇〇 〇〇	〇〇支店 〇〇課
作業場所(※3)	〇〇社 〇〇支店内	

※1 情報を取り扱う責任者

※2 情報を取り扱う可能性のある従事者

※3 情報を取り扱う場所

【情報セキュリティ対策 例】

社員およびその他全ての従業員（嘱託、臨時職員等）に対し、情報の機密保持について周知徹底を図る。

また、法令や技術者倫理に関する教育、指導を行い、全社員一丸となって、行政情報流出防止対策を強化する。なお、管理技術者が情報管理責任者を兼任し、電子情報を適切に管理するものとする。

情報セキュリティ対策として、以下の項目を遵守する。

■ 文書の取り扱い

- ① 秘密情報が記載された資料は複写しない。
- ② 秘密情報が記載された資料は外部に持ち出さない。
- ③ 秘密情報が記載された資料は机の上に放置せず施錠保管する。

■ 機密情報を記録した電子媒体の取り扱い

- ① 機密情報を記録した電子媒体の取り扱いは関係者のみに制限する。
- ② 機密情報を記録した電子媒体は施錠保管する。
- ③ 機密情報を記録した電子データはコピーしない。
- ④ 機密情報を記録した電子媒体は外部に持ち出さない。
- ⑤ 機密情報を記録した電子媒体を廃棄する場合は消去してから廃棄する

第3項 誓約書について

受注者は、情報管理体制の承認願いに合わせて、下記に示す誓約書を提出し情報漏洩対策に努めること。

第4項 電源の確保について

当工事で施工する受変電設備については、令和8年4月の川内港唐浜地区の供用開始に必要な施設であることから、受注者は受注後直ちに受電に必要な手続きと受変電施設（リース）の確保に努めなければならない。

なお、当該工事で予定している受変電施設のリース期間は1年間であるが、本工事で予定しているリース費用の支払いについては、3ヶ月間を見込んでいる。

発注後の状況により必要が生じた場合は変更対象とする。

誓約書

鹿児島県北薩地域振興局より貸与された「川内港唐浜地区保安工事機器仕様書及び図面」(以下、「資料」という)について、次の事項を厳守することを誓います。

1. 資料の複写、転載、または第三者への閲覧を行わないこと。
2. 資料の内容を漏洩しないこと。
3. 資料は、工事の施工目的以外には使用しないこと。
4. 資料は工事完了後返却すること。

以上の内容を遵守し、資料の適正な管理と取り扱いに努めることをここに誓います。

令和 7 年 月 日